

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度について、判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障がある高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉の増進と権利の擁護を図るために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により、町長が行う後見、保佐又は補助の開始の審判の申立て（以下「審判申立て」という。）手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 審判申立ての対象となる者（以下「対象者」という。）は、町内に住所を有し、かつ、居住している者であって、次の各号のいずれかに該当する高齢者、知的障がい者又は精神障がい者とする。

- (1) 配偶者及び2親等以内の親族（以下「親族等」という。）がいない者
- (2) 親族等から審判申立てを拒否されている者
- (3) 親族等による虐待又は財産の侵害等の事実がある者
- (4) 親族等の所在が不明である者
- (5) 町長が審判を申し立てることが、対象者の福祉の向上を図るため必要と認められる者

(審判申立ての判定基準)

第3条 町長は、審判申立てを行うことの適否及び審判申立ての類型を判断するに当たり、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力
- (2) 対象者の生活状況及び健康状況
- (3) 対象者の財産管理状況
- (4) 対象者の親族等の存否及び親族等による審判申立てを行う意思の有無（前条第3号に該当する場合を除く。）
- (5) 対象者の福祉の向上を図るために必要な事情
- (6) その他町長が確認を必要とする事項

2 町長は、指定する医師に対象者の診断を依頼し、後見、保佐又は補助の類型を決定するものとする。

3 町長は、対象者の親族関係の調査及び審判申立てに関する事務を、指定する司法書士等に委任することができる。

(町長への要請)

第4条 次に掲げる者は、対象者が民法の規定に基づく成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）を必要とする状態にあると判断したときは、後見開始等審判申立て要請書（別記様式第1号）により審判申立てを町長に要請することができる。

- (1) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員
- (2) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護保険施設の職員
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく事業に従事する職員
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員
- (6) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に規定する保健所の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、対象者の日常生活のために有益な援助をしている者（親族以外の者に限る。）

(成年後見審判申立審査会)

第5条 審判申立ての適否等を審査するため、野木町成年後見審判申立審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 町民生活部長
- (2) 町民生活部健康福祉課長
- (3) 町民生活部健康福祉課健康増進係長
- (4) 町民生活部健康福祉課社会福祉係長
- (5) 町民生活部健康福祉課高齢対策係長
- (6) 町民生活部健康福祉課総合サポートセンター係長
- (7) 野木町社会福祉協議会事務局長

3 審査会の会長（以下「会長」という。）は、町民生活部長をもって充てる。

4 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故あるときは、町民生活部健康福祉課長がその職務を代理する。

(審査会の議事)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて開催し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審査会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 審査会の審査に当たっては、対象者及びその家族並びに主治医その他の専門家の意見を聴くことができる。

（要請の回答）

第7条 町長は、第4条の規定による要請があった場合は、第3条に規定する判定基準に基づいて成年後見制度町長申立て予定者事実確認票（別記様式第2号）により事実確認を行い、審査会において審判申立ての適否等を審査する。

2 審査結果は、要請者に対し後見開始等審判申立て要請結果通知書（別記様式第3号）により、速やかに通知する。

（本人等への説明等）

第8条 町長は、審判申立てを行うにあたっては、本人及びその親族に対し審判申立ての趣旨、その費用等について十分に説明するものとする。

2 町長は、その親族が審判申立てを行う意思を有していることを確認したときは、本人の事理を弁識する能力、生活状況等を個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に反しない限りにおいて、当該親族に提供する等必要な援助を行うものとする。

（審判申立ての手續）

第9条 審判申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判費用等の負担）

第10条 町長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項に規定する審判費用（以下「審判費用」という。）その他審判申立てに必要な費用を負担するものとする。

（審判費用の求償）

第11条 町長は、審判費用について、対象者に負担させることが適当と判断したときは、町長が負担した審判費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令（以下「費用負担命令」という。）を求める申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 前号に掲げる者のほか、審判費用を負担することが困難であると町長が認める者

2 町長は、費用負担命令があったときは、後見開始等審判費用負担請求書（別記様式第4号）により対象者又は対象者の成年後見人等に対し、当該審判費用を求償するものとする。

（審判申立ての取下げ）

第12条 町長は、審判申立て後に審判申立てを取下げる事情が生じた場合は、後見等開始審判申立て取下げ書（別記様式第5号）により、家庭裁判所に提出するものとする。

（庶務）

第13条 審判申立て及び審査会の庶務は、町民生活部健康福祉課総合サポートセンター係において処理する。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。